

西興部村公告第 2 号

令和 8年 3月 19日

森林法（昭和26年法律第249号）第10条の6第2項の規定により、西興部村森林整備計画を変更したいので、同法第10条の5第7項において準用する同法第6条第1項の規定により公告し、西興部村森林整備計画（案）を縦覧に供する。

なお、西興部村森林整備計画（案）に意見のある方は、縦覧期間満了の日までに西興部村長に対し、理由を付した文書を持って意見書を提出することができる。

西興部村長 菊池 博

1 縦覧場所 西興部村役場 産業建設課

2 縦覧期間 自 令和 8年 3月 19日

至 令和 8年 4月 17日